

## 人材育成基金条例施行規則の改正について（お知らせ）

令和7年4月【人材育成基金条例施行規則】の改正に伴い、人材育成事業助成金の**交付条件・回数等**について変更があります。

改正後の人材育成事業助成金の交付条件については、次のとおりとなります。

### 1. 助成金の交付条件

#### 1) 派遣の基準（予選に該当する大会等）について

- 原則として、公的な競技団体や文化活動団体（各種協会・連盟等）が主催または共催する大会であること。
- 大会要項等に九州大会や全国大会等の予選または選考会であることが明記された大会において「**1位または2位以上の成績**により、または県選抜チームのメンバーとして」として派遣されること。（**予選となる大会は、原則として県大会とする**）  
**※ 小規模なブロック大会（中頭大会・町村地区大会など）は対象外となります。**
- 文化活動については、上記の派遣基準、または「文化活動団体等の代表」として派遣されること。

#### 2) 活動に係る機材・道具等の運搬経費への助成について

- 派遣先での活動に必要で、自己で運搬することが困難な大型の機材や道具の調達にかかる賃借料・輸送料について、**2分の1を上限として**助成します。

【機材・道具の例】大型の楽器 体操競技の機材 演劇の大道具 など

#### 3) 助成の回数について

- 助成金の交付対象となるのは、**同一年度内においては、2回まで**となります。  
ただし、**派遣された大会において優秀な成績を修め、さらに上位の大会へ派遣される場合は、上位の大会への派遣を含めて1回として扱います。**

**【例】（県大会 → 九州大会 → 全国大会が一連の大会の流れである場合。）**

派遣された九州大会において、1位または2位の成績により全国大会へ出場する場合、九州大会と全国大会への派遣を「まとめて1回」として扱います。

※ 大会要項において、県大会及び九州大会がそれぞれ上位大会への予選として明記されている場合に限ります。